

教育総合データベース（デジタル庁実証事業）について

戸田市SEEPプロジェクト

～産官学と連携した教育改革の重点～

SEEPとは、Subject、EdTech、EBPM、PBL、の4文字のアクロニムであり、
「浸透する」の意味 → 薫習



Subject
(教科教育)

子供たちにこれからの時代を生き抜くために必要な資質・能力を身に付けさせるために、教科の本質を捉えた授業改善を目指す。



EBPM
(Evidence-Based Policy Making)

体制
学校
学校
学校
各部署
EBPM推進担当チーム
(教育行政プロ採用職員等)
エビデンスレポート
教育政策シンクタンク
データ・サイエンス
教育工学
教育社会学
教育工学
etc.

教育政策シンクタンクを中心に教育の定量的データ及び定性的データの分析を行い、「経験と勘と気合」から脱却したエビデンスに基づく政策立案を行う。



EdTech
(Education × Technology)

「指導と管理」のPCから「学びと愛用」のPCとしたICTのマストアイテム化をはじめ、教育とテクノロジーの融合による新たな学びを推進する。



PBL
(Project-Based Learning)

社会に開かれた「誰かの何かの課題」を解決する活動を通して、子供たちの未来を切り開く探究者としての資質・能力の育成を目指す。

子供たちが誰一人取り残されないためのデータ連携

現在、子供に関する様々なデータは、それぞれの政策目的（分野）に応じ、部局／機関、情報システムごとに**バラバラに保存**されており、かつ、**紙の情報でデジタル化**されていないものもある（「**分野の壁**」「**組織の壁**」「**紙の壁**」という**3つの壁**）。本市が直面する不登校等の課題に対応し、子供たちが「**誰一人取り残されない**」教育を実現するためには、こうした壁を打破していく必要。

具体的には、現象が発生してから、断片的・部分的な情報に基づいて対応する「**後手**」の対応から、こうしたデータのうちそれぞれの目的に応じて必要となるものを、**個人情報**の保護措置を講じた上で連携させ、**子供たちのSOSを早期発見することでプッシュ型の支援**を行う、いわば「**先手**」の対応に転じていく必要があるのではないか。

<本市の抱える主な課題の例：不登校児童生徒割合の年度別推移>

年度	国			埼玉県			戸田市		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
令和2年度(人)	63350	132777	196127	2630	6458	9088	71	125	196
発生率(%)	1.0	4.1	2.0	0.71	3.5	1.64	0.86	3.64	1.68
令和元年度(人)	53350	127922	181272	2126	6331	8457	54	117	171
発生率(%)	0.83	3.94	1.88	0.58	3.4	1.52	0.66	3.48	1.48
平成30年度(人)	44841	119687	164528	1908	5863	7771	46	109	155
発生率(%)	0.7	3.65	1.69	0.51	3.1	1.39	0.57	3.3	1.36
平成29年度(人)	35032	108999	144031	1370	5287	6657	25	99	124
発生率(%)	0.5	3.2	1.5	0.36	2.8	1.18	0.31	2.99	1.1

戸田市教育政策シンクタンク 教育総合データベース

- ① **誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現**
(子供たちのSOSの早期発見・支援等)
- ② **EBPM (EIPP) の推進** (行政課題特定の精緻化や施策の効果測定等)
- ③ **新たな知見の創出**
(匠の技の可視化、学校カルテによる学校現場へのフィードバック等)
- ④ **関係機関の連携促進** (教育委員会と福祉部局等との連携等)



- 教育委員会及び市長部局に分散している**子供に関わるデータ**について、**教育分野を軸**にした「**教育総合データベース**」を整備する。
- 併せて、**データの標準化**や**データフォーマットのオープン化**等により、他自治体においても導入しやすい基盤となることを目指す。

デジタル庁「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」実施団体に採択

<今後の検討課題>

- ✓ 具体的活用イメージ、データ項目・IDの整理
- ✓ 個人情報保護の措置、倫理面での配慮
- ✓ 効果的・効率的な活用の在り方
- ✓ 整備すべきシステムの在り方
- ✓ データリテラシーの育成
- ✓ 学校におけるデータ活用の可能性

誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現

(1) 子供たちのSOSの早期発見・支援

不登校、いじめに関し、子供たちのSOSが事前に何らかの兆候として現れていないか。それを踏まえ、ニーズに応じた早期支援ができないか。

(2) 貧困・虐待等の困難を有する子供への支援

上記(1)のようなSOSの兆候が現れた場合に、当該データを市内の関係部局等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供や家庭への支援につなげることができないか。

(3) 学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバック

困難な状況にもかかわらず学力向上等を達成している学校には、共通する特徴があるのではないか。そうした傾向の分析により、継続的改善のためのフィードバックが提供できないか。

<主なデータ項目（※検討中であり、今後変更が有り得る。）>

基礎情報	生徒指導	学力等	その他
氏名・生年月日・性別等	長期欠席調査	県学力・学習状況調査	出欠・遅刻・早退の状況
在籍学校名・クラス・出席番号	いじめ等に関する記録	県学力・学習状況調査 質問紙	授業がわかる調査
埼玉県学力・学習状況調査 管理番号	教育相談の利用の有無	Reading Skills Test	学校生活アンケート調査
	SC・SSW相談	非認知的能力調査 (AiGROW)	Q-Uアンケート等
就学前段階	健康		
保育・幼稚園在園時の状況	乳幼児健診結果		
	学校健診結果等		

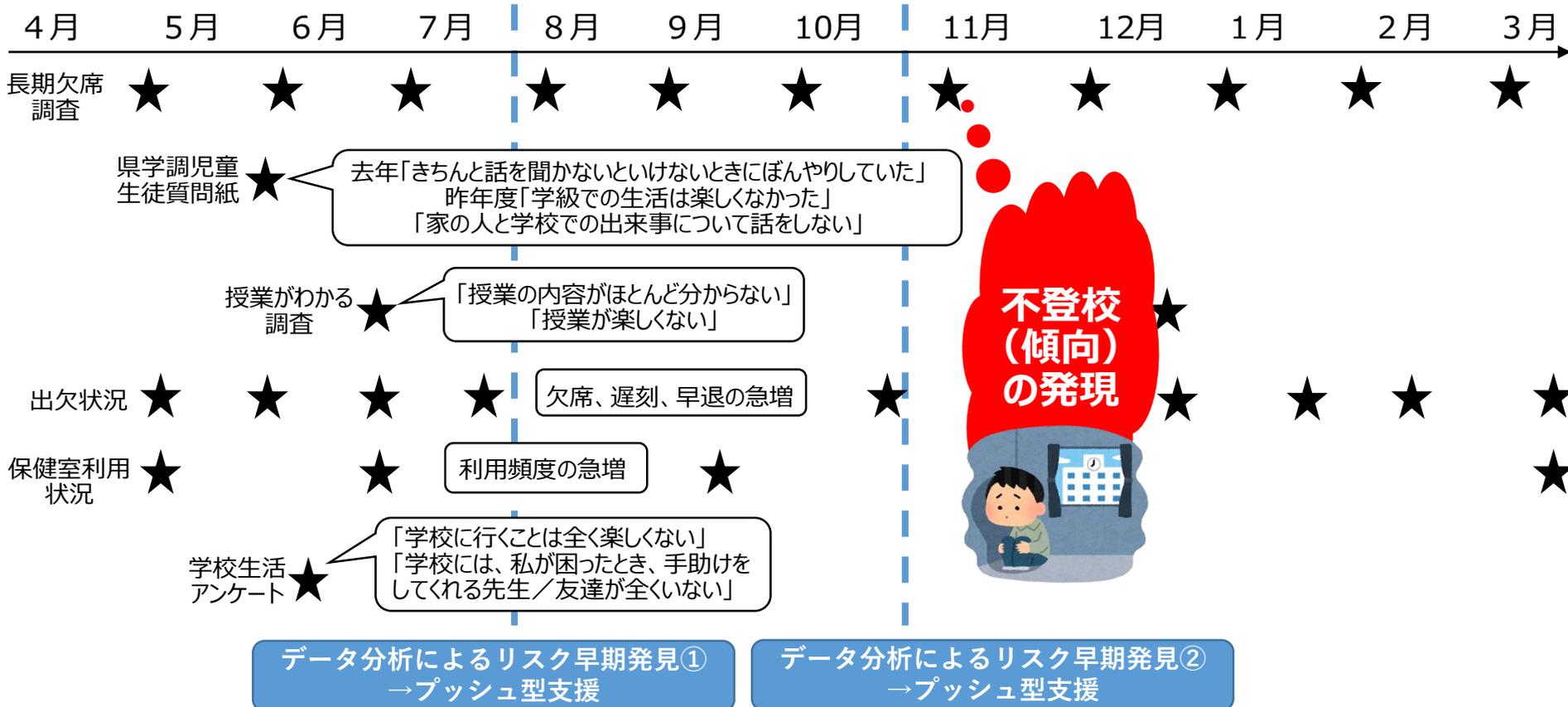
具体的な活用イメージ（モデルプラン）の例（不登校）

<不登校のSOSの早期発見・支援>

不登校（傾向を含む。）の課題が顕在化する前から、子供たちは困難を感じ、SOSを発出している可能性があるのではないか。そうしたことをデータ連携・分析により早期発見することで、未然防止のための学校等での個別のケア・支援につなげることが出来るのではないか。

<イメージ（項目は例）>

★：それぞれのデータを取得しているおおよその頻度を指す



(※) データ項目等はあくまでも例であり、これに限られるものではない。また、データ分析の時期についてもあくまでもイメージを示したもの。

具体的な活用イメージ（モデルプラン）の例（不登校）

<不登校のSOSの早期発見・支援>

文科省調査（次頁）で示されている、「学校に係る状況」「家庭に係る状況」及び「本人に係る状況」に関連するリスクを示す可能性のある、例えば以下のようなデータを対象として連携・分析を行うことを想定。

<主な連携データ>

名称	対象	時期・頻度	項目	備考
長期欠席調査	全児童生徒	毎月	<ul style="list-style-type: none">・当月10日以上欠席者・不登校を理由として、年間30日以上欠席した児童生徒	
県学調児童生徒質問紙	小4～中3の全児童生徒	年1回（4～5月）	<ul style="list-style-type: none">○去年の自身について<ul style="list-style-type: none">・授業で必要なものを忘れた・何からん暴なことを言った・きちんと話を聞かないといけないときにぼんやりしていた 等○昨年度のことについて<ul style="list-style-type: none">・学級での生活は楽しかったですか・学校の先生・友達は自分のよいところをみとめてくれましたか・学校の先生たちは自分のなやみの相談にのってくれましたか 等○家での生活について<ul style="list-style-type: none">・ふだん、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲームをしますか・家の人と学校での出来事について話をしますか 等	
授業がわかる調査	小4～中3の全児童生徒	年2回（6・12月）	<ul style="list-style-type: none">・授業の内容がわかりますか。・授業が楽しいですか。 等	
校務支援システム	全児童生徒	項目・学校による	<ul style="list-style-type: none">・出欠状況（欠席、遅刻、早退等）・保健室利用状況（入室・退室時間、症状等）	
学校生活アンケート	中1・中2の全生徒	年1回（5月）	<ul style="list-style-type: none">・学校に行くことが楽しい。・家には、私の気持ちをわかってくれる家族がいる。・学校には、私の気持ちをわかってくれる先生がいる。・クラスには、私の気持ちをわかってくれる友達がいる。 等	これまでは紙、今年度からデジタル化

(※) データ項目等はあくまでも例であり、これに限られるものではない。

小・中学校における不登校の状況について（文科省調査より）

不登校の要因

【国公立】小・中学校

	不登校児童生徒数	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不 適応	学校のきまり等をめぐる問 題	入学、転編入学、進級時の不 適応	家庭の生活環境の急激な変 化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、 非行		無気力、不安
小学校	63,350	171	4,259	1,187	2,049	153	11	453	1,121	2,408	9,227	1,027	8,863	29,331	3,090
		0.3%	6.7%	1.9%	3.2%	0.2%	0.0%	0.7%	1.8%	3.8%	14.6%	1.6%	14.0%	46.3%	4.9%
中学校	132,777	228	16,571	1,226	8,626	1,428	772	1,061	5,412	3,259	8,168	2,456	14,576	62,555	6,439
		0.2%	12.5%	0.9%	6.5%	1.1%	0.6%	0.8%	4.1%	2.5%	6.2%	1.8%	11.0%	47.1%	4.8%
合計	196,127	399	20,830	2,413	10,675	1,581	783	1,514	6,533	5,667	17,395	3,483	23,439	91,886	9,529
		0.2%	10.6%	1.2%	5.4%	0.8%	0.4%	0.8%	3.3%	2.9%	8.9%	1.8%	12.0%	46.9%	4.9%

※1 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

※2 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

具体的な活用イメージ（モデルプラン）の例（学校カルテ）

<学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバック>

困難な状況にもかかわらず学力や非認知能力の向上を達成している学校には、共通する特徴が何らかあるのではないか。そうした傾向を分析することで、学校全体や各学年、クラスの強み、弱みが分かり、継続的改善のためのフィードバックを提供することが可能になるのではないか。

<連携データ>

- ・昨年度の県学調結果
- ・今年度の生活保護・就学援助受給世帯率
- ・今年度の特別支援教育対象世帯の割合
- ・今年度の日本語指導を必要とする児童生徒割合
※学校・学年・学級レベル 等
- ※**個人情報**は含まない

<相関分析データ>

- ・今年度の県学調児童生徒質問紙
- ・今年度の県学調教員質問紙
- ・今年度の授業がわかる調査
- ・Q-Uアンケート 等

今年度の県学調結果等と照らし合わせることにより、「**困難な状況にもかかわらず、学力の向上を達成している学校**」などを把握

※学校カルテは、あくまでも学校経営・指導改善のためのフィードバックの材料とする。

※個人レベルでの学力不振の予測については、現時点では鮮度・頻度の高い学力データがないことから行わず、**まずはどのような形成的評価に使える学習データが蓄積できるかを研究**していくこととする。

データベース構築に向けたロードマップ

STEP 1

～データ整理～

1. 対象データ項目のリストアップ
2. 各データの I D 整理
3. 具体的な利用データを決定
4. 各データの保存形式・保存場所・収集方法を整理（紙の情報のデジタル化を含む）

STEP 2

～データ整備・連携～

1. 各データの I D の紐付け方法の検討
2. データ連携のためのシステムやプログラムの検討
3. 個人情報保護措置やアクセスコントロール、倫理面の配慮事項の検討
4. インターフェースの検討
5. データ連携のためのシステムやプログラムの構築

STEP 3

～運用・分析～

1. 不登校・いじめ等のSOSの早期発見・早期対応
2. 学校への継続的改善のためのフィードバック、よい取組の可視化
3. 課題の抽出、解決策の検討

個人情報保護の措置について①

<目的外利用・外部提供に係る個人情報保護審査会への諮問>

教育政策室外の部署が保有する個人情報をDB構築のために利用することに関連し、以下について市個人情報保護条例に基づき、戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問し、承認を得た。

- ①新たに個人情報取扱事務を始める場合（市条例第8条）
- ②担当部署以外の部署が保有する個人情報を取得する場合（同第9条）
- ③当該事務を外部に委託等する場合（同第13条）

【主な取得データ一覧】

	基礎情報	学校生活	学力等	生徒指導
教育委員会 保有データ (教育政策 室保有)	クラス	出欠・遅刻・早退	県学調結果・同調査質問紙	長期欠席調査
	県学調管理番号	学校生活アンケート	授業がわかる調査	いじめ等の記録
		Q-Uアンケート等	Reading Skills Test	教育相談利用有無
			非認知的能力調査 (AiGROW)	SC・SSW相談

	基礎情報	健康
教育委員会 保有データ (目的外利用)	氏名・生年月日・性別等	学校定期健診
	学校名・学年	保健室利用状況
	宛名コード	

	就学前段階	健康
市長部局 保有データ (外部提供)	保育幼稚園在園時の状況	乳幼児健診
	保育要録	

【参考】戸田市個人情報保護条例（関係部分抜粋）

（個人情報取扱事務の登録）

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出てその登録を受けなければならない。

- (1)個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2)個人情報取扱事務の所掌する組織の名称
- (3)個人情報取扱事務の管理責任者
- (4)個人情報取扱事務の対象となる個人情報に関する事項
- (5)個人情報取扱事務の対象となる個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
（略）

3 市長は、（略）届出が提出された場合は、当該届出を審議会に報告しなければならない。

（目的外利用等の制限）

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的外のために保有個人情報（略）を利用（以下、「目的外利用」という。）し、又は実施機関以外の者にこれを提供（「外部提供」という。）してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、目的外利用又は外部提供（略）をすることができる。

- (1)法令等に定めがあるとき。
- (2)本人の同意があるとき
- (3)個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4)実施機関が、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき。

（略）

（外部委託の保護措置）

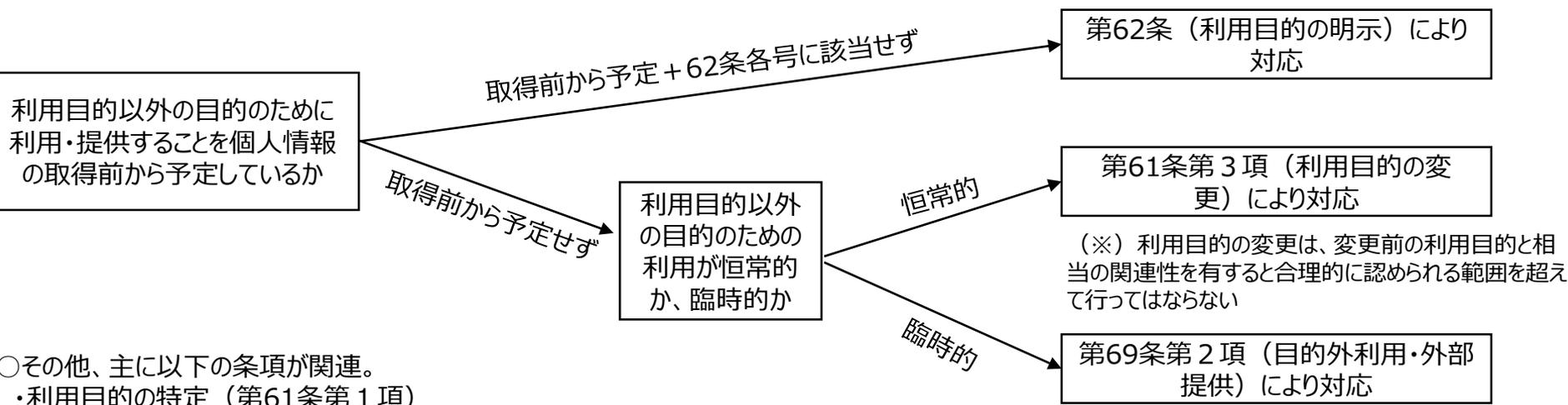
第13条 実施機関は、正当な理由に基づき、個人情報取扱事務を実施機関以外の者に委託する場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない。

（略）

個人情報保護の措置について②

<新個人情報保護法施行を見据えた運用の見直しの検討>

令和3年個情法改正（地方公共団体に係る共通ルール規定）が令和5年4月に施行されることを見据え、特に将来個人情報を取得する場合や、過去の個人情報を利用する場合でも恒常的な利用が見込まれる場合には、運用の変更が必要なため、今後庁内関係課とも連携しつつ、論点を整理。



- その他、主に以下の条項が関連。
 - ・利用目的の特定（第61条第1項）
 - ・利用目的の達成に必要な範囲での個人情報の保有（第61条第2項）
 - ・不適正な利用の禁止（第63条）
 - ・適正な取得（第64条）
 - ・正確性の確保（第65条）
 - ・安全管理措置（第66条）
 - ・従事者の義務（第67条）
 - ・漏えい等の報告等（第68条）
 - ・保有個人情報・個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（第70条・第72条）

(※) 「恒常的」か「臨時的」かは、提供及び利用の具体的態様（情報を授受する主体、元の利用目的、新たな利用目的、利用・提供の要件及び契機、提供方法、頻度等）に基づき検討する必要

○また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）について、デジタル社会形成基本法第37条第4項及び官民データ活用推進基本法第8条第4項の規定に基づき、個人情報保護委員会が内閣総理大臣に対して回答した意見（平成3年12月15日個情第1443号）において言及されている、**国民向けの丁寧な説明やデータガバナンス体制の構築の重要性**についても認識した上で、検討を行っていくことが必要。

倫理面での配慮について

<倫理面での配慮事項の作成>

教育総合DBの構築・運用に当たっては、個人情報を利用することになることから、住民に対して「何のためのデータ連携なのか」等について、丁寧に考え方を説明し、理解を得る必要。また、デジタル庁からも、実証事業の公募に当たり、「データの利活用に係る倫理的な課題について検討する体制（倫理委員会等）を可能な限り整備すること」を求められている。

このため、教育総合DBの構築・運用に当たっての倫理面での配慮事項を、教育政策シンクタンクのアドバイザリーボードで外部有識者の御知見・御意見もいただきながら作成する。

<配慮事項の骨子（イメージのたたき台）>

1. 教育は技術に優先する

- データベースの目的は、誰一人取り残されない支援の実現。また、データベースが人間の判断を代替することではなく、職員の判断をサポートするツールとして位置付けるとともに、「データで測れていないもの」が存在することを常に認識。
- アルゴリズムやAIでの予測の設計に当たっても、上記に基づき仕組みを検討するとともに、定期的に評価する。

2. 差別的取扱いの禁止

- 教育データの利活用により、例えばいじめっ子を予測したり、特別支援学級や通級による指導の対象とすべき者を恣意的に選別するなど、児童生徒個人々人のふるい分けを行ったり、差別的な取扱いにつながることを防ぐようにする。

3. 内心の自由の保障

- 教育データの利活用により、信条や価値観等のうち本人が外部に表出することを望まない内面の部分を可視化することがないようにする。

4. 教育の機会均等と水準の維持向上

- 教育データは、あくまでも学校経営や教育指導の改善といった、教育の機会均等と水準の維持向上に資する目的で利用することとし、学校や児童生徒の序列化や一面的な評価につながることを防ぐようにする。

5. 本人・保護者に対する丁寧な説明

- 令和5年4月の改正個人情報保護法施行を見据え、例えば個人情報の取得時にデータベースに利用する目的についても明示したり、そのような利用目的に変更するなど、本人・保護者に対する丁寧な説明を尽くす。

参 考 資 料 ①
(戸田型オルタナティブ・プラン)

戸田型オルタナティブ・プラン ～誰一人取り残されない教育の実現～

- ◆ 小さなサインを「科学の視点」で見つけ出す
- ◆ 「未然防止」「早期発見・早期対応」「適切な支援」のための選択肢

1 戸田型校内サポートルーム 設置事業

1

不登校を「支援」する
不登校傾向にある児童生徒を早期支援する



埼玉県立戸田翔陽高校内教室との連携・協力

- ・ 戸田型校内サポートルーム「ぱれっとルーム」の拠点校設置（3校）
- ・ 小学校スクールサポーター配置による学校・家庭支援の充実（中学校はすこやかサポーターに替えて全中学校に配置）
- ・ ICTを活用した学習支援や教育相談の推進
- ・ 教育支援センター「すてっぷ」、教育センター等との連携
- 埼玉県との不登校児童生徒への支援に向けた取組と連携

2 不登校対策ラボラトリー 事業

2

不登校を「科学」する
戸田市教育政策シンクタンクとの連携
全人的な教育を科学の視点で捉え、支える



- ・ 専門家による不登校対策ラボラトリー「ぱれっとラボ」設立
- ・ 本市の不登校対策・支援に関する調査・研究・評価
- ・ アンケート等を活用した調査・分析・予兆の発見
- ・ 不登校と学力面・情意面との関連に係る研究
- ・ 各学校や相談室での不登校に関する取組への指導・助言

3 社会に開かれたネットワーク 構築事業

3

不登校を「理解」する
社会の認識を促し、協働の機運醸成を図る



- ・ 地域や保護者を対象としたシンポジウムの開催
- ・ ぱれっとルームでの地域人材や学校応援団等との連携の促進
- ・ ぱれっとラボへの不登校経験者の招聘
- ・ 研究成果レポートの作成・公開

不登校児童生徒の支援充実に向けて



埼玉県

戸田市

連携・協力

- ◆ (県) 支援教室「いっぽ」と(市) 教育支援センター「すてっぷ」との連携・交流
- ◆ 高校進学を見据えた学習支援
- ◆ 高校生との交流、保護者同士の交流
- ◆ 不登校児童生徒のカリキュラム研究

不登校児童生徒支援教室

「いっぽ」

- ・ 県立高校内に設置
- ・ 戸田市立中学校の教員がサポート

※先行事例(他自治体)等の調査

教育支援センター

「すてっぷ」

- ・ 民間委託での運営
- ・ 多様なプログラムで個に応じた支援

不登校児童生徒 保護者

- ・ 不登校生徒対応の知見を共有
- ・ 戸田翔陽高校の知見を活用
- ・ 戸田かけはし高等特別支援学校と連携

戸田型オルタナティブ・プラン

～誰一人取り残されない教育の実現～

- 未然防止、早期発見・早期対応、適切な支援
- 小さなサインを「科学の視点」で見つけ出す

校内サポートルーム「ぱれっとルーム」設置

大学等連携の不登校対策ラボトリー

社会に開かれたネットワークの構築

令和4年度 戸田市教育相談充実構想

～誰一人取り残されない戸田型オルタナティブ・プランの推進～

小学校スクールカウンセラー

全12校週2回配置 年90回

- 児童、保護者等の相談 ○教室訪問
- 教職員への助言 ○教職員研修の実施
- ケース会議等への参加 ○発達検査の実施

中学校スクールカウンセラー

県費4名、4校週1回、2校隔週配置
市費6名、年32回配置

- 中学校区の児童生徒、保護者等の相談
- 関係機関との連携 ○教職員への助言

新規

スクールサポーター

小学校 モデル校3校配置 年169日

中学校 すこやかサポーターをリニューアル 年220日

- 不登校対策支援 ○ばれっとルーム運営(小)
- 校内巡回 ○学習補助 ○生徒指導対応

スクールソーシャルワーカー

各中学校週1日配置 ※県費2名・市費1名

- 不登校への対応 ○児童生徒虐待への対応
- 家庭訪問対応 ○福祉との連携

各小・中学校

「切れ目のない支援」「きめ細やかな支援」
一人一人の多様なニーズに応じた教育相談
【重点事項】

- ①専門性のある人材の安定的な確保
- ②気軽に相談できる体制づくり
- ③不登校児童生徒支援の充実

さわやか相談員・ボランティア相談員

さわやか相談員6名 週5日
ボランティア相談員12名 週2～3日

- 中学校区の児童生徒、保護者等との相談
- 教育センター・SC・SSWとの連携

ピアサポーター
大学生ボランティア

教育心理専門員

平日及び土日に配置 週4日程度 年180日

- 児童生徒、保護者等の相談 ○早期就学相談
- 発達検査の実施 ○5歳児発達健診での相談

SNS教育相談

専門カウンセラーが対応
○SNS相談 17時から21時を想定
(8月開始予定)

教育相談コーディネーター

平成30年度から1名配置 年171日

- 学校及び各関係機関との相談機能の連携・強化
- 総合的な教育相談体制の構築
- すてっぷとの連携・相談員の支援

戸田市立教育センター



日本語指導員

5名配置 週1～3日

- 市内小・中学校への日本語の訪問指導及びサポート
 - 日本語指導が必要な児童生徒等へのアセスメント
 - 日本語指導が必要な児童生徒及び保護者との相談
- ※別途日本語指導教員5校配置

教育支援センター「すてっぷ」

平日10:00～15:00 年190日程度

- 戸田市不登校対策支援の拠点
- 不登校児童生徒に適した支援プログラムの実施
- 不登校児童生徒の保護者支援
- アウトリーチ型支援の研究と実践

心の教育アドバイザー

平成30年度から1名配置 年120日

- 小・中学校、幼稚園・保育園と連携・訪問・相談
- 福祉、医療等と幅広く連携した早期就学相談
- 一人一人の教育的ニーズに応じた就学相談

参考資料 ②

(デジタル庁資料)

— こどもに関する情報・データ連携 関係会議・文書における発言・記載

第1回デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日） 岸田総理御発言

（中略）そして、貧困や虐待などから保護を要する子供たちを見守るため、牧島デジタル大臣を中心に、子供たちの生活に関わる、関係機関の様々な情報を集約するデジタル基盤を整備いたします。（以下略）

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～（令和3年12月21日閣議決定）

4. こども家庭庁の体制と主な事務

③企画立案・総合調整部門

3) データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

デジタル庁等と連携し、先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々のこどもや家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に連携・集約するデジタル基盤を整備し、情報を分析し、支援の必要なこどもや家庭のSOSを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができる取組を推進する。その際、個人情報の取扱いにあってはこども本人や家族の権利利益の保護に十分に配慮するとともに、子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会のような個人情報の共有が可能な法的枠組みにおいてもそれぞれの運営目的に基づき有効に活用することを検討する。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

2. 暮らしのデジタル化

（2）準公共分野のデジタル化の推進

④ こども

（中略）「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」は、こどもやその家族が誰一人取り残されないものでなければならない。こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、地方公共団体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を利用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報の保護に配慮しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。

このため、各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施する。その上で、当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。

— こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて

- こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、自治体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報の保護に配慮しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。
- このための実証事業を実施するとともに、関係府省の副大臣級によるプロジェクトチームを立ち上げ、推進体制を整備。
※ 国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて

【**構成員**】（主査）デジタル副大臣 小林 史明 厚生労働副大臣 佐藤 英道
内閣府副大臣 赤池 誠章 文部科学副大臣 池田 佳隆

【**主な検討事項**】

1. こどもに関する情報・データ連携の在り方

- ・行政の各部局や学校・児童相談所・医療機関等の関係機関の、妊娠期から20歳頃までの成長・発達に渡る情報を、必要に応じて連携させ、真に支援が必要なこども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげるための情報・データの連携はどうあるべきか。
- ・その際、こどもに関する情報を自治体内（どのレベルか要検討）で包括的に把握する組織・連携の在り方や、こどもからのSOSの前兆を受け止める・拾い上げる仕組みの在り方についてどのように考えるか。

2. デジタルを活用した包括的な子育て支援の在り方

- ・子育て世代包括支援センターの取組を踏まえつつ、デジタルを活用し、窓口赶赴なくても適切な情報の入手や相談をすることができる支援はどうあるべきか。

3. こどもに関する政策の可視化の在り方

- ・AI等でこどもに関する政策、予算、統計等を可視化するためのデータ活用やデータの質はどうあるべきか。
- ・例えば、手当等のワンストップ化（支援の対象となる家庭への手当の支給手続、就学前施設についての分かりやすい情報発信など）に向けた政策はどうあるべきか。

【**スケジュール**】 令和3年（2021年）11月検討開始～令和4年（2022年）6月目途に論点の整理

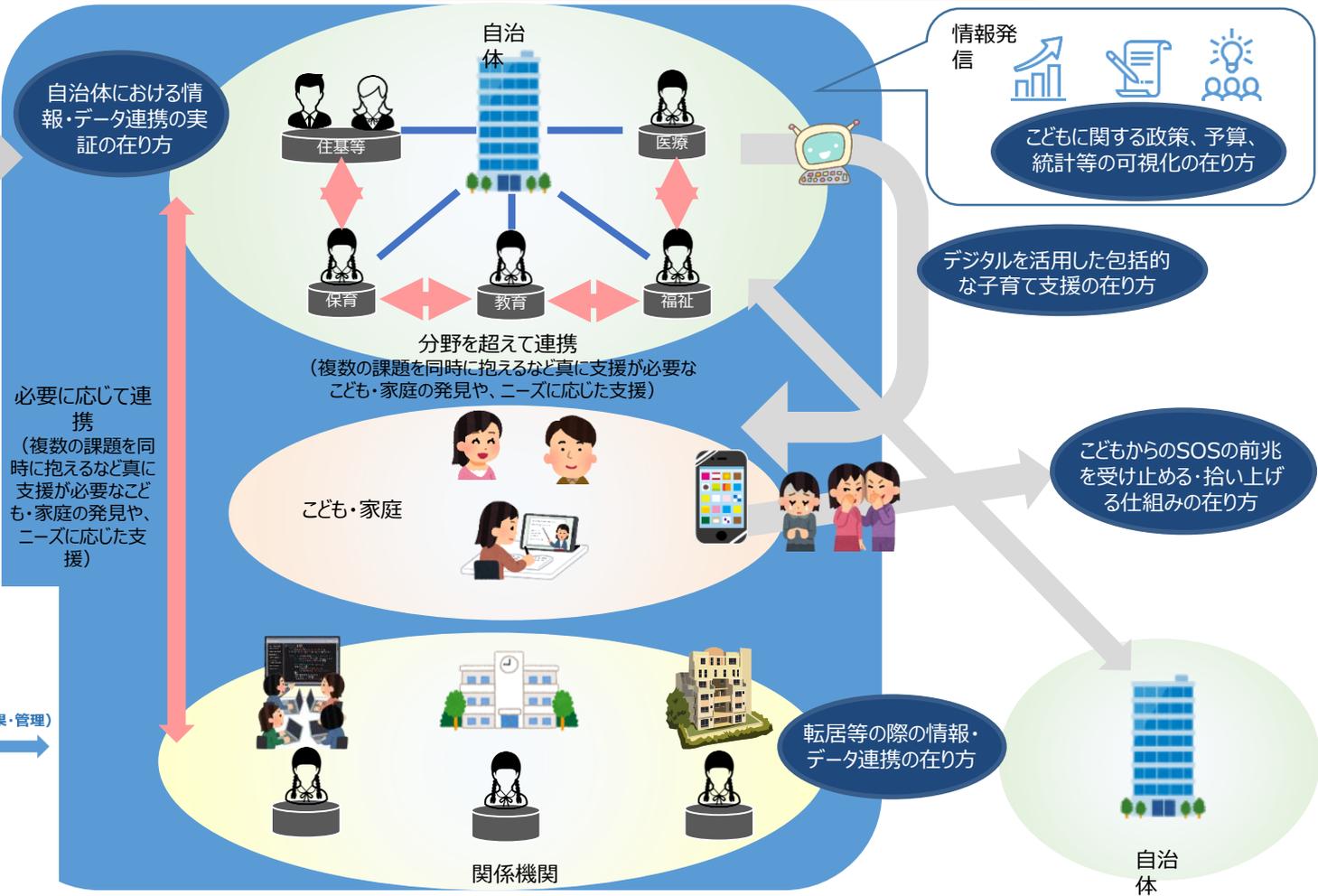
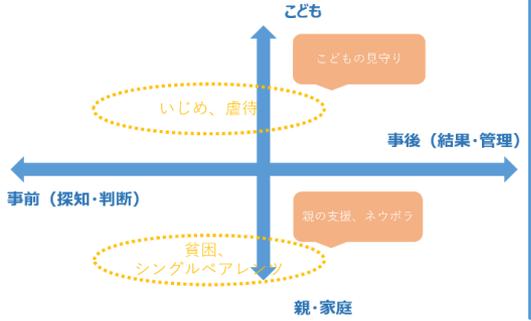
副大臣PTの検討の全体像のイメージ

本実証事業では青色背景の部分を実施



国が一元的に子どもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。

(参考) 副大臣PTにおける4象限



論点整理（案）の概要 ①

2. 潜在的に支援が必要なこどものためのデータ連携の手法

- 副大臣PTにおいて検討するデータ連携は、潜在的に支援が必要なこどもを支援につなげることを目的として、**地方公共団体等がそれぞれにおいて分散管理する情報やデータを連携するものであり、国が情報やデータを一元的に管理するデータベースを構築するものではない。**支援が必要かどうかを判断するにあたっては、専門的知見を有する職員によるアセスメントは不可欠であり、データ連携は当該職員の判断の一助になる。
- 先行事例や実証事業では、**デジタルデータを用いた困難な状況にあるこどもの分析・判定は、人によるアセスメントを行う前段階において、補助的に行われている。**基本的な流れは以下の①～④が考えられる。
 - ① デジタルデータを用いた困難な状況にあるこどもの分析・判定
 - ② 人によるアセスメント
 - ③ 個々の対応策の検討
 - ④ 支援への接続

3. データ項目の考え方

- データ項目は、先行事例や先行調査研究、地方公共団体のデータ項目の標準仕様・レイアウト等を参照しながら、**潜在的に支援が必要なこどもの早期発見のためのデータ連携として有用性の高いデータ項目について精査し、個人情報等の適正な取扱いを確保するとともに、個人のプライバシーを保護しつつ、利用目的に沿った必要な範囲内でのデータ連携となるよう、実運用に向けた整理・分析を行った上で、地方公共団体が参照できるように提示する必要がある。**また、データ項目の精査にあたっては、地方公共団体が業務システムで既に利用しているデータ項目や基幹業務システムの統一・標準化の取組を踏まえて、**地方公共団体がデータを取得する際の手間やコストについても考慮する必要がある。**

論点整理（案）の概要 ②

4. データ連携を実現するための在り方（体制や個人情報等の取扱い）

- 個人情報等の適正な取扱いを確保するにあたっては、地方公共団体等がそれぞれにおいて分散管理する情報やデータを連携させるための法令等に基づいた適切な管理を行う体制を、地方公共団体内の複数の主体が連携して構築する必要があることから、これに対応したデータガバナンス体制の構築に取り組むことが重要であり、策定を進めている実証事業ガイドラインの中で示す予定である。
 - ① **総括管理主体**：各担当部局からデータを集約し組み合わせる部局 を中核に、
 - ② **保有・管理主体**：教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局
 - ③ **分析主体**：総括管理主体が扱う情報についてデータ分析を行う者
 - ④ **活用主体**：データの提供を受けプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる者が適切な役割分担と責任関係を構築した上で、各主体の事務処理状況をチェックする体制の整備を行い、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、取組を進めることが重要である。
- 個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を取ることが求められる。
- 先行事例や実証事業を踏まえ、令和5年4月に全面施行される改正後の個人情報保護法の下、個人情報等の適正な取扱いを確保することができるよう、個人情報等の利用目的の適切な設定なども含め、実証事業中の地方公共団体が円滑に令和5年度以降も継続して事業に取り組めるよう年内目途にガイドラインの改訂を行う必要がある。

5. プッシュ型（アウトリーチ型）支援の取組等について

- プッシュ型（アウトリーチ型）の支援によって誰一人として取り残すことなくきめ細かな支援が行き届くような体制を地方公共団体において整備できるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の配置の充実を含めた予算措置等を検討する必要がある。
- 子ども・若者育成支援推進法において地方公共団体の努力義務とされている子ども・若者支援地域協議会の設置促進・機能強化のための取組を抜本的に強化するとともに、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会との有機的な連携を図る必要がある。

論点整理（案）の概要 ③

6. その他、制度面・運用面での課題（全国展開に向けた方策）

- (1) 分野横断的なデータ連携のための各分野における業務のデータの標準化等の取組
 - 今後、先行事例や実証事業を踏まえて、全国的に有用な機能やデータ項目が判明した場合は、システムに実装すべき機能等として、新規に標準仕様書に追加することが求められる。また、標準化対象事務以外の事務に関するデータが、地方公共団体等において共通的に収集することが、住民の利便性の向上や自治体の行政運営の効率化に寄与すると実証事業等を通じて判明した場合には、当該事務に係る機能及びデータの標準化などの取組を進める必要がある。また、これらの地方公共団体が活用するデータ項目については、政府相互運用フレームワーク（GIF）に準拠し整備していく必要がある。
- (2) 地方公共団体における分野横断的なデータ連携のための識別子及びデータの相互運用性確保等の取組
 - 同一団体内において、共通の宛名番号を利用できる場合は、これを活用することが一例として考えられるため、まずは宛名番号をベースにデータ連携を進めて行くことが考えられる。マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループで検討されている、情報連携の基盤である公共サービスメッシュの整備にかかる検討を踏まえながら、適切なデータ連携が行えるよう、実証事業等を通じて整理していく必要がある。
 - 転居等が発生した場合、異なる団体間での情報連携の在り方について、同一団体内でのデータ要件・連携要件の標準や健診情報などの先行する分野における他の団体間での連携の取組などを参考に、実証事業等を踏まえて引き続き適切なデータ連携が行える環境の整備について検証を行う必要がある。

7. おわりに

- 令和4年度の実証事業の進捗やそこで明らかになった成果・課題を関係府省庁で共有し、必要な方策を検討することとし、必要に応じて副大臣PTの開催を検討する。
- 現在法案審議中のこども基本法及びこども家庭庁設置法が成立した場合には、こども家庭庁が令和5年4月1日に創設されることとなる。こども家庭庁創設後は、本論点整理やデジタル庁における検討の成果を踏まえ、こども政策の司令塔機能を有するこども家庭庁が中心となり、関係府省庁と連携して取組を推進していく。

— デジタル庁による実証事業の概要

準公共分野デジタル化推進費 （こどもに関する各種データの連携による支援実証事業）

事業概要・目的

○現在、教育・保育・福祉・医療等のデータ（※）については、自治体内でも教育委員会、保育部局、福祉部局、医療部局、税務部局等、それぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・社会福祉法人・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。

（※）例えば以下のデータ。

教育：就学援助の利用状況、欠席日数、遅刻・早退の状況

保育：登園状況

福祉：生活保護受給、児童扶養手当受給、親/同居者の虐待通告

医療：健診（身長・体重・体温等）、受診歴

経済：社会経済的背景、課税状況、転出入歴

○他方、個人情報保護に配慮しながら、こうしたこどもに関するデータを最大限に活用し、真に支援が必要なこどもの発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげる必要がある。

事業イメージ・具体例

○各自治体において、教育・保育・福祉・医療等のデータを必要に応じて連携するシステムや体制を整備し、真に支援が必要なこどもの発見や、ニーズに応じたプッシュ型の取組に活用する実証事業を支援する。またその際、制度面での課題等についても併せて検討する。

（参考）先行自治体の例

①大阪府箕面市

・こどもを、「子ども成長見守りシステム」により、①経済状況（生活保護を受けている、児童扶養手当を受給、就学援助を受けている、住民税非課税である）、②養育力（虐待相談がある、保健指導相談がある）、③学力（全教科の平均偏差値、平均偏差値の変化値）、④非認知能力等（自己肯定感・社会対応力、健康・体力、基礎的信頼）のステップを踏んで総合判定し、ケース会議等を通じた支援や見守りに活用。

②兵庫県尼崎市

・住民記録、保健福祉、教育等8つのシステムから情報を吸い上げ、子どもの支援にあたる職員がそのこどもの情報を横断的に閲覧できる「子どもの育ち支援システム」を構築し、漏れのない支援や継続一貫した支援につなげている。

期待される効果

○貧困・虐待等の社会的な課題の解決や、プッシュ型の行政サービスへの転換が可能となり、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」や、支援を必要とする子育て世帯への一体的な支援、こども達一人ひとりのニーズに応じた個別最適な学びが実現できる。

資金の流れ



— 実証事業において検証すべき主な課題

- 各自治体において、教育・保育・福祉・医療等のデータを必要に応じて連携するシステムや体制を整備し、真に支援が必要なこどもの発見や、ニーズに応じたプッシュ型の取組に活用する実証事業を支援する。またその際、制度面での課題等についても併せて検討する。
- 当該実証事業において検証すべき主な課題は、以下のとおり。

こどもに関する各種データの連携の目的（想定するユースケース）の整理



自治体及び関係機関における分散管理の前提の下、データ連携に必要なデータ項目の検証

※上記の目的に応じ、各データ項目の有用性、自治体におけるデジタル化や情報共有の状況、当該データ項目が国の施策として自治体等において共通的に収集することが求められているか等を勘案して絞り込んだ上で、例えば必須項目と推奨項目を分けるなどして提示



自治体におけるデータ連携を実現するシステムや体制の在り方の検証

<これまでに把握している事例から想定されるパターン例>

①自治体内でこどもの情報を包括的に把握する部署を構築し、当該部署が所管するデータベースを整備

②自治体内で関係部署を統合せずに、データ連携することで、情報を共有

※自治体以外の関係機関との情報共有の在り方についても検証の対象



制度面・運用面での課題等の検証

本日の資料を踏まえ、今後実施する調査研究事業の中で整理し、論点整理までに一定の方向性を示すことを目指す

参加自治体を今後公募した上で、来年度に実証事業を実施予定

データ活用の流れ

基本的なパターン

① 1次スクリーニング（主にデジタル）

- ・データから一定のアルゴリズムにより要支援対象者を自動的に抽出
- ※自治体の規模等に応じ、教職員等の会議で抽出する等地域の実情に応じた方法が考えられる。



② 絞り込み（主にアナログ）

- ・「現に支援対象となっている者」との比較等による「支援から漏れているこども」の把握
- ・付加情報（気づきなどアナログ情報含む）による絞り込み
- ・アセスメント会議等による「更なる絞り込み」



③ 個々の対象者に対する支援方針の検討



④ ケースに応じた支援への接続

— こどもに関する各種データの連携による支援実証事業について

- 個人情報の保護に配慮の上、地方公共団体において教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を超えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施。

- 実施箇所（7団体）

埼玉県戸田市、東京都昭島市、石川県加賀市、愛知県、兵庫県尼崎市、広島県、福岡県福岡市

※ **国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。**

- 予算

令和3年度補正予算7.3億円

- 事業内容

- ① データ項目等に係る調査研究（ユースケースの調査や必要なデータ項目、制度面・運用面での課題の検証）
- ② 自治体におけるデータ連携の実証に係る調査研究（自治体におけるデータの連携方策の実証）

- 募集概要

応募数 20団体（うち、都道府県3、政令市2、中核市3）

募集期間 令和4年2月4日～2月28日

- 今後の予定

4月 検証受託事業者（自治体実証とりまとめ機関）の募集

5～6月 検証受託事業者と各自治体の契約後、実証開始

1. 戸田市

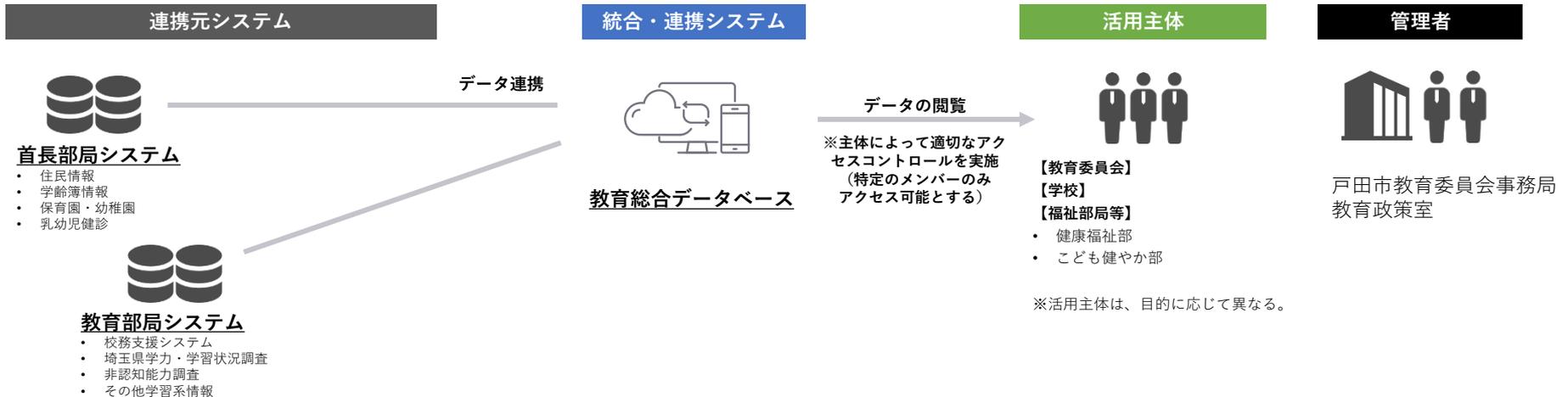
データ連携の目的

個人情報の保護や倫理面での配慮を前提として、教育委員会を中心としたデータの連携とともに、プッシュ型支援を効果的なものとするために必要なデータ項目の検証等を行うことで、「誰一人取り残されない」教育の実現に向けて、支援が必要なこどもの発見や、ニーズに応じた支援を行っていく。

概要

- 教育委員会及び首長部局に分散しているこどもに関わるデータについて、教育分野を軸に、福祉分野等ともつなげた「教育総合データベース」を整備する。
- 「教育総合データベース」に集約したデータを分析することで、こどもたちが発する不登校等のSOSの兆候を発見し、ニーズに応じた支援につなげる。
- 困難な状況にもかかわらず学力向上等を達成している学校について、共通する特徴を分析し、学校現場への学校運営・教育指導の継続的改善のためのフィードバックを行う。

データ連携の概要 ※現時点の計画のため、今後変更の可能性あり



一 (参考) デジタル社会形成整備法第51条による改正後の個人情報保護法【未施行】①

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。
 - 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
 - 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
 - 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
 - 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
 - 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

※ 上記は、国の行政機関及び独立行政法人等については令和4年4月1日から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については令和5年春から適用される見込み。

一 (参考) デジタル社会形成整備法第51条による改正後の個人情報保護法【未施行】②

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供す

ることができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

※ 上記は、国の行政機関及び独立行政法人等については令和4年4月1日から、**地方公共団体の機関**及び地方独立行政法人については**令和5年春から適用される見込み**。

一 (参考) 個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド (行政機関等向け) (令和4年2月個人情報保護委員会事務局) ①

4-2 取得及び利用の際の遵守事項

4-2-1 利用目的の変更 (法第61条第3項)

(1) 「相当の関連性を有する」

「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、変更後の利用目的を想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。

(2) 「合理的に認められる」

「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、行政機関等の恣意的な判断による変更を認めるものではない。例えば、許認可の審査のために提出された申請書を当該許認可に係る統計作成の目的で利用する場合には、「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」に該当する。

(3) 利用目的以外の目的のための利用及び提供の制限との関係

(3) 利用目的以外の目的のための利用及び提供の制限との関係

利用目的以外の目的のための利用及び提供が恒常的に行われる場合は、本項に基づく利用目的の変更^に該当し、臨時的に行われる場合は、法第69条第2項の規定に基づく利用目的以外の目的のための利用及び提供に該当する。

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定しておく必要がある。

4-2-2 本人から書面により取得する際の利用目的の明示 (法第62条)

(1) 利用目的の明示

「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」について、利用目的の明示の方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である(※)。

(※) ホームページにおいてあらかじめ必要な情報を掲載しておく場合も考え得るが、この場合には、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的(利用目的の内容が示された画面に1回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む。)が本人の目に留まるようその配置に留意することが望ましい。

4-3 安全管理措置等

4-3-1 安全管理措置 (法第66条)

4-3-1-1 行政機関の長等が講ずべき安全管理措置 (法第66条第1項)

(1) 「安全管理のために必要かつ適切な措置」

「安全管理のために必要かつ適切な措置」には、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置及び外的環境の把握があり、それぞれ以下のようなものが挙げられる。また、保有個人情報の取扱いの委託に当たって、委託に関する契約条項の中に再委託の際の条項等適切な安全管理のための条項を含めることや、委託先に必要かつ適切な

な監督を行うことも必要な措置に含まれる。

【組織的安全管理措置】

- ・ 組織体制の整備
- ・ 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
- ・ 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
- ・ 漏えい等の事案に対応する体制の整備
- ・ 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

一 (参考) 個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド (行政機関等向け) (令和4年2月個人情報保護委員会事務局) ②

【人的安全管理措置】

- ・ 従事者の教育

【物理的安全管理措置】

- ・ 個人情報を取り扱う区域の管理
- ・ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ・ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ・ 個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄

【技術的安全管理措置】

- ・ アクセス制御
- ・ アクセス者の識別と認証
- ・ 外部からの不正アクセス等の防止
- ・ 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

【外的環境の把握】

- ・ 保有個人情報を取り扱われる外国の特定
- ・ 外国の個人情報保護に関する制度等の把握

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

具体的に講じなければならない安全管理措置については、4-8（（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針）に基づき、実施することが求められる。

4-5 利用及び提供の制限（法第69条）

4-5-2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合

（法第69条第2項）

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（法第69条第2項第2号）。

また、「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

【「相当の理由があるとき」に該当すると考えられる事例】

事例) 農地情報を集約した「eMAFF地図」を整備するために、法務省から農林水産省に「地番」情報を提供する場合

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（法第69条第2項第3号）。

「事務又は業務」及び「相当な理由があるとき」についての考え方は、上記（2）と同様である。

— (参考) デジタル社会形成基本法第37条第4項及び官民データ活用推進基本法第8条第4項の規定に基づく内閣総理大臣に対する意見 (抜粋)

(令和3年12月15日 個情第1443号)

- (1) 令和3年5月に成立したデジタル社会形成整備法による改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)により、令和4年4月以降、行政機関等における個人情報等の取扱いについても改正後の個人情報保護法の規律が適用されることになることを踏まえ、各行政機関等においては、重点計画に含まれる各施策の遂行に当たり、**改正後の個人情報保護法の規律に則り、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保すべきこと。**
- (2) 行政機関等が個人情報等を取り扱う施策やシステム構築を実施する際には、**その透明性と信頼性の確保が特に重要であることから、政策目的や国民が得ることが期待される便益を明確にし、それらをわかりやすく、丁寧に国民に説明すべきこと。**
- (3) 個人情報等を取り扱う施策の遂行やシステム構築の実施に当たり、取り扱うデータの内容、データの流れ、データの取扱いに関わる者の範囲、データの利用目的、安全管理レベル等の事前評価のため、PIA(Privacy Impact Assessment: 個人情報保護評価)の手法を用いることや、個人データの取扱いに関する責任者の設置などの**データガバナンスの体制を構築することは、各施策やシステムの透明性と信頼性の確保のために有効であること。**
- (4) 個人情報等の取扱いについては、当委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と十分に連携すること。

— (参考) 個人情報の保護に関する基本方針 (抜粋) (平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更等) ①

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

(1) 各主体における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

③ 官民や地域の枠を越えて各主体が取り扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

官民及び地域の枠を越えたデータ利活用として、健康・医療・介護、教育、防災及びこども等の準公共分野、スマートシティ等の相互連携分野や公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備等については、法の規律が異なる各主体間における個人情報等のデータ連携等が行われることとなる。

各主体間における個人情報等のやりとりがより複層的になることにより、個人情報等の取扱いについて責任を有する主体が従来以上に不明確になるリスクがあり、これに対応した制度設計や運用を行う必要がある。そのため、個人情報等を取り扱う各主体のみならず、データ連携等を推進する者においても、データガバナンス体制の構築等に取り組むことが重要である。個人情報保護委員会においては、法の規律が全ての政策や事業活動等に共通する必要最小限のものであるという観点から、必要な情報提供や助言等を行うものとする。

また、医療分野・学術研究分野については、規律の適用が法に統一され、国公立の病院や大学等について、行政機関等としての規律が一部適用されるものの、基本的には個人情報取扱事業者等に対する規律が適用される。個人情報保護委員会においては、関係省庁等との連携等を通じて、民間部門ガイドライン及び公的部門ガイドライン等の普及啓発等を行うものとする。

一（参考）個人情報保護に関する基本方針（抜粋） （平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更等）②

1 個人情報保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

（2）法の基本理念と制度の考え方

法第3条は、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示している。

行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び個人情報取扱事業者等の個人情報等を取り扱う各主体（以下「各主体」という。）においては、この基本理念を十分に踏まえるとともに、官民や地域の枠又は国境を越えた政策や事業活動等において、以下に掲げる考え方を基に、法の目的を実現するため、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進に取り組む必要がある。

① 個人情報の保護と有用性への配慮

法は、デジタル社会の進展に伴い個人情報等の利用が拡大している中で、法第3条の基本理念に則し、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的としている。他方、デジタル技術の活用による個人情報等の多様な利用が、個人のニーズの的確な反映や迅速なサービス等の提供を実現し、政策や事業活動等の面でも、国民生活の面でも欠かせないものとなっていることに配慮しているところである。

個人情報の保護と有用性に関するこの法の考え方は、各主体における実際の個人情報等の取扱いにおいても、十分に踏まえる必要があり、個人情報の保護に関する施策を推進するに当たっては、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められる。

② 法の正しい理解を促進するための取組

上記①の考え方が、実際の個人情報等の取扱いにおいて十分に反映され、社会的な必要性があるにもかかわらず、法の定め以上に個人情報等の取扱いを控えることを防ぐためには、個人情報等を取り扱う各主体及び個人情報等によって識別される個人の双方における法の正しい理解が不可欠である。

国は、各主体及び個人に対する広報・啓発に積極的に取り組むとともに、法の適切な運用等により、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進を図っていくものとする。

また、各地方公共団体においては、各区域の特性に応じて、当該区域内の事業者や住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組むとともに、法及び法の趣旨に則った条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。

— (参考) 個人情報の保護に関する基本方針 (抜粋) (平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更等) ③

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

(2) 法の基本理念と制度の考え方 [前ページからの続き]

③ 各主体の自律的な取組と連携・協力

デジタル社会においては、官民や地域の枠又は国境を越え、業種・業態を問わず、あらゆる分野において、デジタル技術を活用した多種多様かつ膨大な個人情報等が広く利用されるようになってきている。

このため、**法は、各主体を広く対象として、個人情報等の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めるとともに、各主体において、それぞれの政策、事務及び事業の分野や地域の実情に応じて、自律的に個人情報等の適正な取扱いが確保されることを期待している。**

各主体の自律的な取組に関しては、国及び地方公共団体の支援が重要であり、法は、国及び地方公共団体が各主体による取組への支援や苦情処理のための措置を講ずべきことを定めるとともに、個人情報保護委員会が、各主体における個人情報等の取扱いについて監視・監督する権限と責任を有する仕組みを採っている。こうした**複層的な措置の整合性を図りながら実効性を確保していくためには、個人情報の保護に関する施策を講ずるに当たって国と地方公共団体が相協力するのみならず、各主体による連携・協力を確保していくことが重要**である。

④ データガバナンス体制の構築

上記③の自律的な取組に当たり、デジタル社会においては、ビジネスモデルや技術の革新等も著しいため、**個人情報等の取扱いに関する政策や個人情報等を取り扱う事務及び事業並びにシステム構築等の際には、透明性と信頼性の確保が特に重要**である。

各主体においては、**政策、事務及び事業並びにシステム構築等の目的、個人が得ることが期待される便益やプライバシーに対するリスクを明確にし、それらをわかりやすく、丁寧に説明することが重要**になる。そのためには、**解決しようとする課題と、その課題を解決するために取り扱う個人情報等のデータとの関係を明確化する観点から、データの内容や性質、量や範囲の必要十分性、データの流れ、データの取扱いに関わ**

る

者の範囲、データの利用目的、安全管理レベル等の事前評価のため、PIA (個人情報保護評価又はプライバシー影響評価) の手法を用いることや、CPO (最高プライバシー責任者) やDPO (データ保護責任者) 等の個人データの取扱いに関する責任者を設置すること等が有効であり、これらによるデータガバナンスの体制を構築することが重要である。

— (参考) 個人情報の保護に関する基本方針 (抜粋)

(平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更等) ④

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

(2) 法の基本理念と制度の考え方 [前ページからの続き]

⑤ 個人におけるデータリテラシーの向上

個人においては、法の正しい理解とともに、令和2年改正法及び令和3年改正法で強化された、各主体による個人に対する情報提供・説明義務の履行や、個人から各主体に対する各種請求権の行使等を通じて、**個人が自らの意思に基づいてコントロールするという意識を涵養するという観点から、個人情報等のデータに関するリテラシーを向上することが重要である。このことが、結果として、上記④の実効性を高めることにもつながる。**

例えば、個人によるコントロールの実効性を高めるための規律のうち各主体に共通するものとしては、任意代理人による開示等請求が可能になること、漏えい等が発生した場合の本人通知が行われること、外国にある第三者に保有個人情報や個人データを提供するために本人から事前同意を取得する際、外国の名称や個人情報保護制度等に関する情報が本人にあらかじめ提供されることなどが挙げられる。

また、主体のうち個人情報取扱事業者等に関するものとしては、開示請求において、請求の対象に第三者提供記録等が追加されること、請求のあったデータの提供方法について、電磁的記録によるなど、その提供方法を本人が指示できるようになることが挙げられる。加えて、利用停止等の請求については、請求できる要件として、重大な漏えい等が発生した場合や本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等が追加されることが挙げられる。さらに、保有個人データに関する公表義務についても、新たに、安全管理措置の内容が公表事項として追加されることが挙げられる。

以上については、**各主体においても、個人に寄り添った取組が進められることが重要**である。